

社会福祉法人 尚生会

指定訪問介護事業所 介護センターかさま

運 営 規 程

目 次

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 第 1 条 事業の目的 | 第 8 条 通常の事業の実施地域 |
| 第 2 条 運営の方針 | 第 9 条 緊急時における対応方法 |
| 第 3 条 実施主体 | 第 10 条 守秘義務 |
| 第 4 条 事業所の名称等 | 第 11 条 虐待防止 |
| 第 5 条 職員の職種、員数及び職務内容 | 第 12 条 身体拘束等の適正化の推進 |
| 第 6 条 営業日及び営業時間 | 第 13 条 その他運営についての重要事項 |
| 第 7 条 訪問介護の内容及び利用料等 | |

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人尚生会が設置経営する、「指定訪問介護事業所介護センターかさま」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス(第1号訪問事業))(以下「事業」)という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者対して、適正な指定訪問介護又は介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス(第1号訪問事業))を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問介護の提供にあたり事業所の訪問介護員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス(第1号訪問事業))の提供にあたり事業所の訪問介護員は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるよう適切に働きかけ、自立の可能性を最大限引き出す支援を行なう。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、社会福祉法人尚生会とする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定訪問介護事業所 介護センターかさま
- (2) 所在地 笠間市石井甲 32-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に、関係法令及び規程を遵守させる。

- (2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対するサービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画(訪問型サービス個別計画)の作成等を行うとともに、自らも訪問介護の提供にあたるものとする。

- (3) 訪問介護員 3名以上

訪問介護員は、指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス(第1号訪問事業))の提供にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日の毎日とする。
ただし、夏季休業(8月13日から8月16日)、
年末年始(12月31日から1月3日)を除く
(緊急時及び長期休業中の振り替えの訪問に関しては、利用者の
状況により、その都度協議するものとする。)
- (2) サービス提供時間 午前8時00分より午後6時00分までとする。
- (3) 窓口営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、その利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合の利用者負担は、市町村が定めた負担割合に準じた額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 通院等乗降介助

2 介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス(第1号訪問事業))の内容は次のとおりとし、その利用料の額は、市町村が定める基準のものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合の利用者負担は、市町村が定めた負担割合に準じた額とする。

- (1) 指定相当訪問型サービス(第1号訪問事業)

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、実施地域を越えた時点より居宅まで1キロメートルあたり30円とする。

詳細は、別紙に定める利用料金表の通りとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、笠間市、城里町の区域とする。

(緊急時及び事故発生時の対応方法)

第9条

- (1) 訪問介護員は、サービス提供中に、利用者の状態に急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに医療機関に連絡する等の措置を講ずることともに、管理者に報告します。
- (2) 訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (3) また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(守秘保持)

第10条 事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：ケアハウスかさま施設長）
 - (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回）
 - (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化の推進)

第12条 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を別紙事業計画書のとおりとする。

- 2 事業所の訪問介護員は、常に身分証明書を携帯し、利用者もしくはその家族から提示を求められたときは、これを提示する。
- 3 利用者に対して、事業者が行ったサービス提供に関する諸記録は、利用解約後、5年間は保存する。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人尚生会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

平成15年 9月 1日 改正

平成17年 3月 25日 一部改正

平成18年 4月 1日 一部改正

平成 24 年	4 月	1 日	一部改正
平成 26 年	4 月	1 日	一部改正
平成 27 年	4 月	1 日	一部改正
平成 29 年	4 月	1 日	一部改正
平成 30 年	4 月	1 日	一部改正
平成 31 年	4 月	1 日	一部改正
令和 2 年	4 月	1 日	一部改正
令和 3 年	4 月	1 日	一部改正
令和 4 年	6 月	8 日	一部改正
令和 4 年	10 月	1 日	一部改正
令和 6 年	4 月	1 日	一部改正

指定訪問介護事業所 介護センターかさま 料金表

令和6年6月1日

1. 身体介護のみ利用した場合(1回あたり)

1単位＝ 10.21円

サービス内容	基本単位数 (単位)	合成単位数 特定事業所加算Ⅰ(20%)	介護職員等処遇 改善加算Ⅰ	利用料金目安		
				利用者負担1割	利用者負担2割	利用者負担3割
身体介護01 (20分未満)	163単位	196単位	24.5%	249円	498円	747円
身体介護1 (20分以上30分未満)	244単位	293単位		373円	746円	1,119円
身体介護2 (30分以上1時間未満)	387単位	464単位		591円	1,182円	1,773円
身体介護3 (1時間以上1時間30分未満)	567単位	680単位		866円	1,732円	2,598円
1時間30分から以降30分増すごとに	82単位追加	98単位		125円	250円	375円

2. 生活援助のみ利用した場合(1回あたり)

サービス内容	基本単位数 (単位)	合成単位数 特定事業所加算Ⅰ(20%)	介護職員等処遇 改善加算Ⅰ	利用料金目安		
				利用者負担1割	利用者負担2割	利用者負担3割
生活援助2 (20分以上45分未満)	179単位	215単位	24.5%	274円	548円	822円
生活援助3 (45分以上)	220単位	264単位		336円	672円	1,008円

3. 身体介護に引き続き生活援助を利用した場合(1回あたり)

サービス内容	基本単位数 (単位)	合成単位数 特定事業所加算Ⅰ(20%)	介護職員等処遇 改善加算Ⅰ	利用料金目安		
				利用者負担1割	利用者負担2割	利用者負担3割
身体介護1生活援助1 (生活20分～45分未満)	309単位	371単位	24.5%	472円	944円	1,416円
身体介護1生活援助2 (生活45分～70分未満)	374単位	449単位		571円	1,142円	1,713円
身体介護1生活援助3 (生活70分以上)	439単位	527単位		670円	1,340円	2,010円
身体介護2生活援助1 (生活20分～45分未満)	452単位	542単位		690円	1,380円	2,070円
身体介護2生活援助2 (生活45分～70分未満)	517単位	620単位		789円	1,578円	2,367円
身体介護2生活援助3 (生活70分以上)	582単位	698単位		888円	1,776円	2,664円
身体介護3生活援助1 (生活20分～45分未満)	632単位	758単位		965円	1,930円	2,895円
身体介護3生活援助2 (生活45分～70分未満)	697単位	836単位		1,064円	2,128円	3,192円
身体介護3生活援助3 (生活70分以上)	762単位	914単位		1,163円	2,326円	3,489円

4. 通院乗降介助(1回あたり)

サービス内容	基本単位数 (単位)	合成単位数 特定事業所加算Ⅰ(20%)	介護職員等処遇 改善加算Ⅰ	利用料金目安		
				利用者負担1割	利用者負担2割	利用者負担3割
通院乗降介助	97	116単位	24.5%	149円	298円	447円

5. 【笠間市】日常生活支援総合事業(1回あたり)

サービス内容	基本単位数	介護職員等処遇 改善加算Ⅰ	利用料金目安		
			利用者負担1割	利用者負担2割	利用者負担3割
訪問独自サービス21 (標準的な内容)	287単位	24.5%	365円	730円	1,095円
訪問独自サービス22 生活援助中心(20分～45分未満)	179単位		228円	456円	684円
訪問独自サービス23 生活援助中心(45分以上)	220単位		280円	560円	840円
訪問独自短時間サービス 身体介護中心(20分未満)	163単位		208円	416円	624円

5. 【桜川市・城里町】日常生活支援総合事業(桜川市・城里町) ※1単位＝10.00円

サービス内容	基本単位数	介護職員等処遇 改善加算Ⅰ	利用料金目安		
			利用者負担1割	利用者負担2割	利用者負担3割
訪問独自サービス11 (週1回程度)	1,176単位	24.5%	1,176円	2,352円	3,528円
訪問独自サービス12 週2回程度	2,349単位		2,349円	4,698円	7,047円
訪問独自サービス13 週2回を超える程度	3,727単位		3,727円	7,454円	11,181円
訪問独自サービス11日割 (週1回程度)	39単位	24.5%	39円	78円	117円
訪問独自サービス12日割 週2回程度	77単位		77円	154円	231円
訪問独自サービス13日割 週2回を超える程度	123単位		123円	246円	369円

6. その他の加算

加算内容	基本単位数	利用料金			算定要件
		利用者負担1割	利用者負担2割	利用者負担3割	
緊急訪問加算	100単位	128円	256円	384円	介護支援専門員との連携により計画外の訪問介護を緊急に行った場合
初回加算	200単位	255円	510円	765円	初回提供月にサービス提供責任者が提供又は同行を行った場合
生活機能向上連携加算	(Ⅰ) 100単位	128円	256円	384円	訪問や通所リハビリ等のPT、OT、STの助言を受けてサービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、3ヵ月間PT等と連携して訪問介護を行った場合
	(Ⅱ) 200単位	255円	510円	765円	
同一建物減算	算定単位数に対して10%減算				ケアハウスかさまの利用者
時間外料金	夜間早朝 25%加算				午後6時～午後10時まで、午前6時～午前8時まで
	深夜 50%加算				午後10時～午前6時まで

※利用者負担は、市町村が定めた負担割合に準ずるものとします。

※実際の請求金額は1ヶ月の合計単位数で算定しますので、端数処理上必ずしも日額×回数とならない場合があります。

※キャンセルの場合、前日までに連絡が必要となり、当日キャンセル又は訪問後サービス提供ができない場合、キャンセル料として1000円お支払い頂きます。(緊急時等を除く)

※実施地域(笠間市・城里町)を越えてサービスを利用される場合、実施地域を越えた時点より居宅まで要した交通費として1キロメートルあたり30円を頂きます。